# 施策評価シート(平成27 年度の振り返り、総括)

作成日 平成28年 07月 11日

施策 No.	18	施策名	低所得者福祉の充実	
主管課名	社会福祉課	電話番号	0285-83-6063	
関係課名				

施策の対象	生活	舌保護世帯							
対象指標名	単位	21年度実績	22 年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26 年度実績	27年度実績	31年度見込
人口	人	82,997	82,584	82,136	81,511	80,929	80,698	80,590	80,200
生活保護世帯	世帯	428	482	509	559	600	635	636	630

施策の意図	低所	得者世帯の	社会的、経	済的な自立	を支援する。	•			
成果指標設定の 考え方及び 指標の把握方法 (算定式など)	・生活保護世帯の状況については、申請や廃止の理由、生活指導等により把握する。 ・生活保護世帯の経済的自立については、就労等による保護の廃止により把握する。 ・生活困窮者世帯の自立支援については、自立相談等により把握する。 ・自立に関する就労支援者数については、生活保護受給者就労支援事業により把握する。 ・住居確保給付金の支給件数については、当該事業により把握する。 ・生活保護世帯に属する子どもの高等学校等の進学率については、対象児童のいる世帯に 関する生業扶助費により把握する。								
成果指標名	単位	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26 年度実績	27年度実績	31年度 基本計画目標值
生活保護世帯数	世帯	428	482	509	559	600	635	636	630
生活保護人員数	人	615	694	739	795	849	891	874	890
就労により自立した保護 世帯数	世帯	11	16	20	15	23	15	16	25
自立に関する就労支援者数	人					87	83	94	100
住居確保給付金の支給件	//					39	7	1	50
数	件					33	'		
	1 <del>11</del> %					62.5	83.3		95.0
生活保護世帯に属する子									
生活保護世帯に属する子									
生活保護世帯に属する子									

## 市民

施策の成果向上に 向けての 住民と行政との

役割分担

・生活保護世帯は、その持てる能力に応じて自立を目指す。

- ・生活が困窮したときは、生活保護受給に至る前の早い段階で相談、助言を受ける。 行政
- ・生活保護世帯の生活保障を行い、自立への意識づくりや関係機関との連携による自立助長を図るとともに、生活保護受給に至る前の早い段階での援助、支援を行う。

- 1. 施策の成果水準とその背景(近隣他市や以前との比較、特徴、その要因と考えられること)
- (1)施策成果の時系列比較(過去3年間の比較)
- ・生活保護の世帯数及び人員数

平成25年度:600世帯、849人 平成26年度:635世帯、891人

平成27年度:636世帯、874人

・生活保護の相談及び申請件数

平成25年度:相談274件、申請118件 平成26年度:相談245件、申請113件

平成27年度:相談264件、申請99件

### 【参考】

ア、生活保護が開始になった主な要因は、「失業・定年」、「老齢による収入の減」、 「就労しているが収入減」、「手持金の減」によるものであり、全体の57.8% (61.3%)を占めている。()は前年度 年度報

イ.現在の保護世帯の内訳

高齢者世帯44.1%(41.1%)、傷病者世帯14.9%(14.7%)、 障害者世帯10.4%(10.1%)、母子世帯4.6%(5.4%)、 その他の世帯26.0%(28.6%)であり、高齢者及びその他の世帯の割合が高い。 生活保護停止中の世帯を除く。毎年3月報

- ウ.稼働世帯である「その他の世帯」162世帯(179世帯)のうち、就労している 世帯は61世帯(54世帯)、就労していない世帯は101世帯(125世帯)となって おり、引き続き就労支援に努めていく。( )は前年3月分
- エ.外国籍の生活保護受給者数

平成25年度末:9.8% 平成26年度末:6.7% 平成27年度末:9.2% 毎年3月報

・就労により自立した保護世帯数〔〕は保護世帯に占める割合

平成25年度:23件[3.83%] 平成26年度:15件[2.36%]

平成27年度:16件[2.52%] 就労形態は派遣・臨雇用が多い。 年度報

27年度の 評価結果

(2) 近隣他市との比較

・平成27年度の平均保護率(人口千人あたりの生活保護受給世帯の割合) 栃木県10.94パーミル(‰)

1位:宇都宮市16.83‰ 2位:真岡市11.01‰ 3位:足利市10.29‰ 4位:日光市10.05‰ 5位:佐野市9.85‰ 6位:栃木市9.27‰ 7位:大田原市9.14‰ 8位:那須塩原市9.02‰ 9位:小山市8.82‰ 10位:矢板市8.21‰ 11位:下野市7.17‰ 12位:鹿沼市6.74‰ 13位:那須烏山市6.52‰ 14位:さくら市6.45‰ 年度報

・自立した世帯の割合(自立した世帯数/月平均保護世帯数)栃木県1.97%

1位:矢板市7.49% 2位:大田原市5.28% 3位:日光市3.31% 4位:栃木市2.83% 5位:真岡市2.52% 年度報

・住居確保給付金の申請件数

1位:佐野市13件 2位:宇都宮市12件 3位:足利市11件 4位:小山市、鹿沼市7件 6位:栃木市4件 7位:那須塩原市、さくら市、下野市3件 10位:大田原市2件

11位:真岡市、矢板市1件

【参考:有効求人倍率(平成27年度計)ハローワーク比較】

1位:宇都宮管内1.27 2位:足利管内1.26 3位:黒磯管内1.24 4位:日光管内1.17 5位:栃木管内1.05 6位:鹿沼管内1.04 7位:小山管内1.00 8位:佐野管内0.93 9位:真岡、矢板管内0.83

11位:大田原管内0.81

#### (3)住民期待水準との比較

・生活困窮者とその家族、民生委員などから寄せられる年間260件を超える相談に適切 に対応している。また、被保護世帯に対しては、適正な生活保障を行うとともに、 ハローワークと連携して自立に向けた支援を行っている。

- 2. 施策の成果実績に対してのこれまでの主な取り組み(事務事業)の総括
- ・生活保護受給者の自立助長については、平成25年4月から就労支援員を配置し、ハローワークと連携して稼働年齢層へ就労支援を行った。
- ・生活指導を全世帯対象に定期的に行っているほか、就労自立指導のため、毎月訪問が 必要な世帯への訪問指導を186世帯(166世帯)に対して行った。( )は、前年度
- ・傷病世帯に対しては、医療機関との連携により治療促進を図り、自立に向けて就労指導を行った。
- ・医療費の適正執行のため、レセプト点検を行い、過剰な医薬品投与などを点検した。
- ・社会福祉協議会で実施している低所得者向けの「社会福祉金庫等貸付事業」により、33件、646,000円(39件、735,000円)の貸付けを行った。( )は前年度
- ・生活困窮者については、生活保護の受給に至る前に、自立に向けた相談支援、ハロー ワークと連携して就労支援に努めた。

相談件数:184件のうち、就労に結びついた人数:4人

27年度の 評価結果

#### 3. 施策の課題認識と改革改善の方向

- ・生活保護を受給する世帯のうち、65歳以上の高齢者世帯の割合が年々高くなってきている。全国的には、受給世帯の半数を超える50.8%となった。本市においても、高齢者の受給世帯の割合は44.1%で、5年前に比べ約100世帯増えた。
- ・高齢者世帯の生活保護受給が増えている要因としては、高齢化が進むなか、低年金や無年金で老後を迎え、就労できなかったり、就労しても十分な収入を得られない状況であることが、生活保護を開始した理由から分かる。身寄りもなく、生活保護に頼る高齢者が増えてきているといえる。
- ・国は、生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援策の強化を図るため、平成27 年4月から生活困窮者自立支援制度を開始した。
- ・自立のためには、稼働能力が認められる者に対して、就労意欲を高めることが課題であり、引き続き就労支援員を配置し、ハローワークと連携して就労に向けたきめ細かな指導を行っていく。
- ・生活困窮者自立支援制度による支援を行うため、主任相談支援員、相談支援員、就労 支援員を配置し、ハローワーク等と連携して、適正な運用により生活保護に至る前で の自立を支援していく。
- ・他の制度を優先利用しても救済できない生活保護が必要な世帯には、最低限度の生活保障を行うとともに、その自立を助長していく。

27年度の 評価結果

補足事項 平成22年度に実施した地域福祉計画策定時のアンケートでは、 「低所得者の自立支援」が23.6%(13項目中7位)であった。	「今後、市が取り組むべき施策」として、